

今後の新型インフルエンザ等の感染拡大に備えた実施手順について

今般の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、今後の新型インフルエンザ等の発生や、新型インフルエンザ等の感染拡大のおそれがある場合は、区民の生命及び健康の安全確保に期するため、以下の各項目における対策を講じることとしたので報告する。

1 会議関係

新型ウイルス感染症の発生や、新型ウイルスの感染拡大のおそれがある場合や、国の緊急事態宣言の発令、及びそれに伴う東京都における緊急事態措置等が発令された際には、必要に応じて各関係会議等を設置し、協議すべき事項を検討、決定をする。

【設置すべき会議等】

① 中野区健康危機管理対策本部(本部長：区長)

感染症等の原因により、区民の生命及び健康を脅かす大規模又は重大な事態が発生、又は発生する恐れがある場合において、区民の生命及び健康の安全確保に万全を期するために、全庁で共有すべき健康危機管理が発生した場合は、「中野区健康危機管理対策本部」を設置する。

所掌事項

1. 健康危機に関する基本的な対策に関すること。
2. 関係各部の役割分担に関すること。
3. 現地への職員等の派遣に関すること。
4. 被害状況の把握に関すること。
5. 原因究明のための調査活動に関すること。
6. 被害の発生の予防及び拡大の防止に関すること。
7. 関係機関との連絡調整に関すること。
8. 区民及び報道機関等に対する情報提供に関すること。
9. その他健康危機への対応に関し必要な事項

② 中野区危機管理等対策会議(座長：区長)

感染症の被害拡大やそれに伴う対策等が全庁の多岐にわたり調整が必要になった場合は、中野区健康危機管理対策本部に代わり、中野区危機管理等対策会議を設置し、協議・検討する。

所掌事項

1. 危機管理体制の確立に関すること。
2. 危機管理に関する情報の収集、共有及び伝達に関すること。
3. 中野区危機管理対策本部の設置に関すること。
4. 区長が必要と認めた事項

③ 中野区新型インフルエンザ等対策本部(本部長:区長)

国の「緊急事態宣言」の発令、及びそれに伴う東京都における緊急事態措置等が発令された際には、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び同施行令に基づき、緊急事態宣言の発令同日に中野区新型インフルエンザ等対策本部(本部には中野・野方消防の署長又はその指名する消防吏員が充てられる。)を設置する。

所掌事項

1. 区の対応方針に関すること。
2. 社会機能の維持に係る措置に関すること。
3. 広報及び相談体制に関すること。
4. 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
5. 医療の提供体制の確保に関すること。
6. 予防接種の実施に関すること。
7. 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関すること。
8. 東京都、区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
9. 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。

※報道等で緊急事態宣言の発令予告があることを前提に、発令後速やかに対応を図るため、緊急事態宣言の発令前や、それ以外の必要な場合には、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、特措法に基づかない区対策本部として必要に応じて設置することもできる。なお、国の緊急事態宣言が解除された場合には、廃止とする。

【その他会議等】

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策チーム会議(座長:副区長(職務代理第一順位))
緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策チームの設置。特に迅速に対応する事項がある場合には、対策チームで協議し、そこで協議した内容は、危機管理等対策会議に諮り確認する。
- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室(室長:企画部長)
新型ウイルスの感染拡大に伴う経済対策及び生活支援の政策の総合調整を行うにあたり設置する。

2 区有施設関係

感染症拡大の恐れがある場合、又は感染症拡大において、区有施設の運営等について検討する。加えて、国及び東京都の方針を受けた場合には、方針内容が示す「施設の使用制限」等に準じて施設の使用方法等に関する事項を確認する。

【区として検討すべき事項】

- ・使用方法の検討(消毒や利用者名簿等の作成)
- ・国及び東京都の方針に基づき、施設使用をキャンセルした場合の利用料取り扱いの確認

【確認すべき事項】

- ・時短による使用時間の制限の確認
- ・飲食を伴う行動の制限の確認
- ・施設閉鎖の基準

3 イベント・事業関係

感染症拡大の恐れがある場合、又は感染症拡大において国及び東京都の方針を受けた場合には、方針内容が示す「イベントの開催制限」等に準じて、催物(イベント等)に関する事項を確認する。

【確認すべき事項】

- ・時短による開催時間の制限の確認
- ・人数の制限の確認
- ・収容率の制限の確認
- ・飲食を伴う行動の制限の確認

【区として検討すべき事項】

- ・参加者の特性(高齢者や子どもが多く参加するイベントなのか)
- ・参加者の人数(予め定めた参加者数なのか、不特定多数なのか)
- ・大規模なイベント・事業の中止等における指定管理者等との契約に基づく利用料等の取り扱いの検討

4 感染症対策関係

感染の拡大又はその恐れがある場合は、区民の生命・健康を守るため、感染拡大を防止するための対応を事前に検討しておく。また、随時、最新の感染対策情報をもとに、適宜適切な感染対策を講じていく。

【対応すべき事項】

- ・庁内及び各区有施設における検温機器の設置
- ・庁内及び各区有施設の窓口等におけるアクリル板パーテーション等の活用
- ・庁内及び各区有施設における手指消毒剤、医療用手袋、防護服等の配備
- ・庁内及び各区有施設における効果的な換気
- ・感染拡大防止呼びかけのためのチラシの掲示や区ホームページ等での広報

5 事業継続関係

感染拡大期においては、職員の感染等が複数発生したり、保健所等の業務ひっ迫に伴う応援職員派遣等により、事業の継続が困難になる場合が想定されるため、区民サービスへの影響を最小限に抑えるべく、事前に事業の実施可否等について検討しておく。

【検討すべき事項】

- ・職員の罹患等により、休止、延期または縮小する事業の検討
- ・職員応援により、休止、延期または縮小する事業の検討

6 広報関係

感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって区民の安心で安全な生活を維持することを目的とするため、感染状況等の公表内容について、事前に検討しておく。

【検討すべき事項】

- ・公表の対象の検討(区職員、区有施設、区有施設利用者等)
- ・公表の内容の検討(感染者の年代、性別、公衆衛生上の対策等)
- ・公表の方法(記者会見、プレスリリース、区ホームページ等)

新型コロナウイルス感染症拡大におけるこれまでの各種対応（概要）**■会議開催実績**

- ・中野区新型インフルエンザ等対策本部 緊急事態宣言発令後開催
開催実績 全4回（9月30日現在）
- ・中野区健康危機管理対策本部 必要に応じて開催
開催実績 全28回（9月30日現在）
- ・中野区危機管理等対策会議 毎週火曜日に定期開催（必要に応じて臨時で開催する場合もあり）
開催実績 全87回開催（9月30日現在）
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策チーム会議 必要に応じて開催
開催実績 全4回（9月30日現在）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室 必要に応じて開催

■区有施設の対応について**【貸出し状況】**

1回目の緊急事態宣言後においては、国や東京都の休業等要請に基づき、概ね貸出しを中止した。2回目の緊急事態宣言以降は、国や東京都の時短制限等の措置に基づき、20時や21時まで貸出し。なお、緊急事態宣言等の措置期間外については、感染症対策を講じたうえで、原則各施設の通常の使用時間に基づき使用・貸し出した。

※施設利用にあたって、比較的感染リスクが高いと思われる水分補給を除く飲食等については一部、制限をした。ただし、子ども食堂や高齢者会館のミニデイサービス等のセーフティネット事業については、必要性を勘案し、感染防止対策を徹底して実施を可とした。

【施設利用料等の取り扱い】

新型コロナウイルス感染症を理由とするキャンセル料や国、都のイベント開催制限に基づく収容定員の制限を理由とするキャンセル料については、危機管理等対策会議で協議・決定のうえ、区の判断により、原則、施設利用者へ全額返還した。なお、施設利用可能時間の枠を超えて利用する場合には、施設利用可能時間までの利用を認めるものの、使用料については、減額しないこととした。

（例）施設利用時間20時までで、夜間の使用（時間枠19時～21時）を希望する場合、20時までの利用を認めるものの、使用料については19時～21時までの利用料とする。

その他、大規模なイベント・事業など、大きな影響があるもの及び指定管理者との契約に基づく利用料等の取り扱いについては、個別対応とした。

■事業・イベントの対応について

1回目の緊急事態宣言後においては、多くの事業を中止、延期等で対応。2回目の緊急事態宣言以降は、事業規模や特性に応じて各所管で実施の可否を判断し、実施する場合には感染症対策を講じた。また、区民参加の各種会議、説明会などは、オンラインの活用、人数制限などにより開催した。

■広報基準について

東京都が発表した情報をもとに、区ホームページやプレスリリース等にて中野区内の感染者数を公表してきた。なお、感染者が区施設等の利用者や職員など、区が管理者として対応する必要がある場合は、以下のとおり公表してきた。

【公表の対象について】

1. 区施設等で感染が発生した場合
2. 区施設等の利用者等が感染した場合
3. 区職員等が感染した場合
4. 区が指導監督を行う立場にある施設等で発生した場合

【公表の内容について】

1. 施設の種類（施設名称の公表は原則行わない）
2. 感染者の年代、性別、居住地
3. 感染者の症状・経過など
4. 感染者の渡航歴及び行動歴など
5. 公衆衛生上の対策（休業期間など）